

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 人口の推移と動向

国勢調査による本町の人口は、昭和35年には18,723人であったものが、昭和45年16,477人、昭和60年16,118人、平成7年15,628人、平成17年14,479人、平成27年12,117人となり、昭和60年から平成27年までの30年間で4,001人減少し、減少率は24.8%となっている。

特に、平成22年から平成27年の5年間は1,319人減少と減少率は高くなっている。その後においても年間200人前後が減少しており、今後もその傾向は続くものと見込まれる。

次に、年齢階層別人口の推移では、0歳から14歳の年少人口は、昭和60年から平成27年までの30年間で2,222人が減少し減少率61.9%と大幅に減少している。

また、15歳から64歳の生産年齢人口についても昭和60年以降減少を続け、平成27年までの30年間で3,454人減少し、減少率は34.0%になっている。特に生産年齢人口のうちでも、15歳から29歳の若年者部分の減少が著しく、減少率は48.8%となっている。

一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和60年から平成27年までの30年間で1,674人増加し、170.8%の増加率となっている。

高齢化率においても、昭和35年の8.4%から平成27年において33.3%と大幅に上昇している。

若年世代の都市部等への流出や非婚化などによる出生数の減少と団塊の世代を中心とした高齢化に伴い、少子・高齢化の傾向は、今後も続くものと思われる。

人口の推移（住民基本台帳）小鹿野町全体

区 分	平成17年3月31日			平成22年3月31日			平成27年3月31日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 14,884	% —	% -3.6	人 13,804	% —	% -7.3	人 12,651	% —	% -8.4
男	7,355	49.4	-3.2	6,803	49.3	-7.5	6,246	49.4	-8.2
女	7,529	50.6	-3.9	7,001	50.7	-7.0	6,405	50.6	-8.5

イ 産業別就業人口の推移と動向

本町の実業人口は、昭和35年に9,027人（国勢調査）であったものが、平成27年には5,991人（国勢調査）と33.6%減少している。産業別に見ると、昭和35年に就業者の62.0%が従事していた第1次産業の就業者は減少を続け、平成27年には6.4%にまで減少している。しかし、大幅な減少は平成2年（11.9%）までであり、それ以降は減少率が鈍化している。

第2次産業の就業者数は昭和35年に17.6%であったが、昭和55年に44.9%と5割に近い割合となった。しかしその後は緩やかな減少傾向で、平成27年には38.6%となっている。

第3次産業は昭和35年に20.4%であったものが毎年増加を続け、昭和50年に30.3%、平成2年に39.5%、平成12年には45.6%、平成27年には55.0%にまで増加している。

新たな企業の進出などの著しい状況変化も見込まれない状況であり、産業別就業者の割合は、今後もあまり変化なく推移するものと思われる。

農林業については、高度経済成長以降、産業構造など社会経済情勢の変革による担い手の激減期を経て、近年は高齢化や人口減少・国際化などに伴う減少は続いている。しかし、現在までに農林道等の基盤整備や新規就農者対策、農林産物直売所の設置など諸事業が実施されたことにより、作業の効率化、機械化、販売方法の多様化が図られてきた。また、近年は農林業に対する意識の変化が見られるなど、農林業の可能性を追求していく基盤は整いつつある。こうしたことから、農林業従事者は、今後、大幅に減少することなく推移するものと予想される。

第2次、第3次産業については、雇用環境の緩やかな改善が見られるなかで、既存企業の振興・定着に関する支援等を図ることにより安定的な就業の場や担い手の確保など、安心できる雇用環境の創出を推進する。

また、空き施設の活用による企業・事業者に対する誘致の推進や観光拠点整備、広域的連携による観光事業を引き続き推進することにより雇用の拡大へとつなげる。

産業別人口の動向（国勢調査）小鹿野町全体

区 分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年度	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人(%) 7,440	% -5.1	人(%) 7,173	% -3.6	人(%) 6,344	% -11.6	人(%) 5,991	% -5.6
第一次産業就業人口比率	8.1%	—	8.9%	—	7.1%	—	6.4%	—
第二次産業就業人口比率	46.3%	—	41.4%	—	38.9%	—	38.6%	—
第三次産業就業人口比率	45.6%	—	49.7%	—	54.0%	—	55.0%	—

(2) 目標

本町は、既存企業の振興・定着に関する支援等を図ることにより安定的な就業の場や担い手の確保など、安心できる雇用環境の創出を推進するため、事業者自身の労働生産性の向上を図り、先端設備等導入計画の導入事業者を年間1社以上認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定するに当たっては、労働生産性の目標伸び率が年平均3%以上とし、5年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である5年後までの労働生産性向上の目標伸び率は15%以上、計画期間が3年間の場合は9%以上の目標伸び率、4年間の場合は12%以上の目標伸び率とする。

※労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）で除したものとする。

2 先端設備等の種類

多種にわたる産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

ただし、太陽光発電設備については、景観や生活環境との調和に配慮する必要があることから、発電した電力を自ら消費する目的で取得する設備（余剰分を売電するものを含む）であって、自己の所有する建物に設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町における企業・事業者誘致の推進と雇用の拡大を図るためにも、町内すべての中小企業者に幅広い取り組みを促す必要があることから、本町全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種・事業が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、すべての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国の同意日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等導入計画策定に当たっては、人員削減を目的とした取り組みは計画認定の対象としない。